



JTSU-B
申4号

「JTSU-B申1号、申2号、申3号に関する 団体交渉の早期開催を求める緊急申し入れ」



ジェイアールバス関東労働組合は2月17日に結成大会を開催し、同日ジェイアールバス関東会社へ申1号「労使対等・信義誠実の原則に基づき、ジェイアールバス関東労働組合員の労働条件の向上を求める申し入れ」と、申2号「2020年度賃金引き上げにおける全組合員一律のベースアップを求める申し入れ」を行い、2月27日には申3号「新型コロナウイルス感染拡大防止と安全対策を図り、組合員と家族を守るための緊急申し入れ」を行いました。

申1号5項に「今申し入れにおいての団体交渉を速やかに開催すること。なお、具体的な交渉期日を示すこと」と謳っておりますが、現在も具体的な交渉期日を示さず、3月12日現在、申し入れ日から24日間が経過する不誠実極まりない対応がなされています。団体交渉に応じない、或いは団体交渉の日程を示さないことは**誠実交渉応諾違反**です。

更には労働組合法第7条2号「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉することを正当な理由なくて拒むこと」に抵触しており、ジェイアールバス関東会社の対応は**不当労働行為**です。

このまま団体交渉を行わなければ労働協約を締結できず、不利益扱いを受けることになり、ジェイアールバス関東会社で働く組合員と社員、その家族の幸せと利益を求めるために、下記のとおり緊急申し入れを行いました。

1. JTSU-B 申1号、申2号、申3号に関する団体交渉の日程を3月20日（金）までに決定し、早期開催すること。
2. 団体交渉の日程調整が出来なかった理由を明らかにすること。
3. 今後も同様な事象を招かないためにも、申し入れ以降速やかに日程調整を行い、指定期日内に団体交渉日程を書面で示すこと。

組合員と家族のために団体交渉の早期開催を強く要請します！